

簡易公募型指名競争入札のお知らせ

下記の案件について、簡易公募型指名競争入札を行いますのでお知らせします。参加を希望される方は、宇治市公募型指名競争入札(見積)実施要領、宇治市競争参加業者選定基準及び運用基準、宇治市競争入札心得を熟読、承知のうえ、参加を申し込んで下さい。

令和 7年 8月22日

宇治市長 松村 淳子

(担当課：契 約 課)

記

業務名	宇治西小倉学園 遊具設置業務		
業務場所	宇治市伊勢田町遊田7番地の1		
委託期間	令和7年9月24日 ～ 令和8年3月19日 177日間		
業務概要及び条件	宇治西小倉学園に遊具を設置する		
予 定 価 格	¥6,060,000 (税込)	最低基準価格	¥4,242,000 (税込)
入札参加者に必要な資格・条件			
次の①～②の全てを満たすこと ①参加資格者名簿登録(市内本店) ②遊具設置業務実績(元請、過去10年以内、基礎含む)			
入札参加表明書の受付			
提出期限 令和7年8月28日(木) 午後 5時 00分 まで 提出場所 郵便入札 添付資料 別紙参加表明書に記載のとおり			
入札予定	予定日 令和7年9月17日(水) 場 所 宇治市役所 本館8階 大会議室		
前 払 金	無	部 分 払	無
消費税の扱い	消費税及び地方消費税を含んだ金額で行うこと		
そ の 他	本件はランダム係数を用いた最低制限価格を適用しますのでご注意ください。 本件は郵便による入札を実施します。別紙「説明会に替えて連絡する事項」を熟読してください。		

説明会に替えて連絡する事項

- ・本案件に係る質疑の受付は、次のとおりとします。
令和7年8月22日（金）午前9時から
令和7年9月 3日（水）午後5時まで
- ・お知らせの入札（見積）予定は、開札予定となります。入札書（見積書）提出については、指名通知時にお知らせする指定期日（持参の場合は提出日）を厳守してください。
- ・郵便入札について、不参加により指名停止は行いません。
- ・封筒の雛形は、契約課ホームページ「様式等ダウンロード」よりダウンロードしてご使用ください。
- ・「郵便入札にあたっての注意事項」及び「宇治市郵便入札の応募案内」を熟読してください。宇治市ホームページ（<https://www.city.uji.kyoto.jp/soshiki/27/55607.html>）に掲載しています。
- ・入札、契約等に係る連絡はメールで行っており、競争入札等参加資格審査申請の際に記入いただいたメールアドレス（申請後に変更の届出をしている場合はそのメールアドレス）に送信します。新たにメールアドレスを登録される場合や他のメールアドレスに変更を希望される場合は、競争入札等参加資格審査申請事項変更届を契約課に提出してください。

予定価格を超過して入札した者の取扱いについて

- 本件の入札において予定価格を超過して入札をした者は、本件の落札者が決定せず、再発注を行う際には指名しない場合があります。
- 入札辞退者に不利益を課すことはありません。

宇治西小倉学園遊具設置業務仕様書

1. 内容

宇治西小倉学園の屋外に、該当遊具を調達のうえ設置する。

2. 設置場所

宇治西小倉学園 宇治市伊勢田町遊田7番地の1（現宇治市立西小倉中学校敷地）
北側敷地（屋外）プレイエリア等及びサブグラウンド内

3. 期 間

契約日 ～ 令和8年3月19日（木）

4. 規格・仕様・参考商品など

詳細は別紙、遊具配置図と遊具図面①～⑦による。（計：7台）

遊具の調達にあたっては、別紙品目の規格、及び『社団法人 日本公園施設業協会が定める「遊具の安全に関する規準 J P F A - S P - S : 2 0 2 4」（令和6年4月）』（以下「規準」という。）による遊具の設計を満たす同等以上のものとし、市担当者に確認した上で決定すること。

規格・仕様を満たし、同程度以上の性能を有するものであれば可とするが、規格・仕様の確認ができる書類を提出し、事前に発注側の承認を得ること。

5. 注意事項

- ・（仮称）西小倉地域小中一貫校整備事業に伴う建築工事、サブグラウンド土木工事の受注者と十分に調整の上、（仮称）西小倉地域小中一貫校整備事業の滞りが発生しないよう努めること。なお、各遊具の設置時期については以下のとおりとし、詳細については担当課の職員と各工事業者と調整すること。

低鉄棒：令和7年12月～令和8年1月

それ以外遊具：令和8年2月～3月上旬

- ・ 遊具の設置にあたっては、「規準」による遊具の安全領域を確保した上で、担当課の職員の指定する場所に設置する。
- ・ 遊具の設置にあたっては、水平器にて、水平・垂直を確認し設置すること。
- ・ コンクリート基礎の上面は設置地表面から100mm以上、下げる。支柱の地際部は防腐テープを巻くなど、腐食に対する保護措置を施すこと。
- ・ 設置業務に際して以下の何れかの協会が認定する遊具設置業務の有資格者が監督者として本業務を監督すること。

資 格 内 容	
一般社団法人	日本公園施設業協会
公益財団法人	日本スポーツ施設協会
一般社団法人	日本運動施設建設業協会

- ・安全確保には万全の注意と誠意をもって行うものとする。また、付近住民や西小倉中学校等に迷惑がかからないよう十分な配慮をすること。
- ・業務に際しては関係法令を遵守すること。
- ・前段の内容を踏まえた上で、遊具の詳細な設置は、現場確認の上、状況にあわせて市担当者及び宇治西小倉学園と確認を行うこと。設置場所については、別紙図面を参照すること。
- ・遊具の色については設置前に、担当課の職員に確認を行うこと。
- ・設置にあたっては学校施設を損傷しないようにすること。損傷が生じた際は、速やかに報告の上、受託者の責任で現状に復すること。
- ・搬入設置日時を調整し、作業工程表として提出すること。
- ・作業中は、生徒・その他第3者が立ち入って事故がないよう措置を講ずると共に必要に応じフェンス等を設置するなど安全対策を講じること。
- ・学校内への重機等の出入りについては十分注意を行い、作業後は必要に応じてグラウンドの整地を行うこと。
- ・設置遊具には、受託者の責任で、「規準」に基づいた生産物賠償責任保険相当の保険に加入すること。
- ・特別な定めのない限り、作業は午前8時30分～午後5時までに完了すること。
- ・簡易な内容の変更については請負金額の変更は行わない。また遊具の輸送・搬入・据え付け・搬入に伴う養生等にかかる費用は含むものとする。
- ・その他記載なき事項については担当課の職員と協議し指示に従うこと。

6. 成果品

- ・担当課と調整のうえ、以下のものを提出すること。
- ・写真（設置時：工程毎に1枚、設置後：1遊具毎に2枚（正面・側面））
- ・写真のCDデータ

7. 支払いについて

- ・設置完了後、受注者の請求に基づき支払うこととする。